

制度情報—2025年6月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

中華人民共和国治安管理処罰法

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会
(法令番号) 中華人民共和国主席令第49号
(公布日) 2025年6月27日
(施行日) 2026年1月1日

1. 主なポイント

- (1) 不法侵害を制止する行為は違法でないとする条項を新設。殴打を受け反撃する行為は処罰されない可能性がある。(第19条)
- (2) 「公共の場で侵略戦争、侵略行為を宣伝・美化する服飾、標章を着用する行為」を治安管理処罰範囲に追加。深刻な場合、10日～15日の拘留及び5000元以下の罰金を科す。(第35条)
- (3) 高所からの物品投下、個人情報不法取得・提供、盗聴・盗撮器材の不法使用等を治安規制範囲に追加。(第43、56、70条)
- (4) 会社が満18歳未満に飲酒、歌唱等有償付き添い接待に従事させる場合、責任者に5千元以下の罰金及び10～15日の行政拘留を科す可能性がある。(第48条)
- (5) 「飼育動物の人への傷害」を治安管理処罰範囲に追加。状況が深刻な場合、ペット飼育者に5～10日の行政拘留を科す可能性がある。(第89条)
- (6) 治安違法記録の封印保管制度を新規追加。(第136条)

2. 今後の留意点

本法施行は中国の現地駐在員及び出張者の業務や生活に重大に影響するため、改正内容や今後の政府当局の法執行動向を適時かつ正しく把握すべきである。問題発生時は経験ある弁護士の迅速なサポートを受けることが望ましい。(全文計144条)

中華人民共和国反不正競争法

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会
(法令番号) 中華人民共和国主席令第50号
(公布日) 2025年6月27日
(施行日) 2025年10月15日

1. 主なポイント

- (1) 混同惹起行為関連の条項規定を整備。一定の影響力を持つ他人のニューメディアアカウント名、アプリ名、アイコンを無断使用する行為を明確な混同惹起とし、検索キーワード設定を規範化した。(第7条)
- (2) 組織及び個人の賄賂授受禁止規定を追加し、贈収賄を双方向で禁止。(第8条)
- (3) 虚偽宣伝行為関連規定を細分化。消費者に加え他の経営者をミスリード対象とし、虚偽宣伝規制範囲を広げた。(第9条)
- (4) 経営者の法定代表者、主要責任者等個人の法的責任を新規追加。事業体の罰金上限は300万元から500万元にアップし、個人の罰金は最高100万元とした。(第24条)
- (5) ネットワーク不正競争行為関連規定を整備。データ及びアルゴリズム規則の利用条項を新規追加し、悪意ある競争の条項及び行為を列挙した。(第13条)
- (6) 原価割れにより市場秩序を乱す等の処罰にガバナンスメカニズムを追加。プラットフォーム側による経営者に対する原価割れ販売強要禁止を規定。(第14、21条)
- (7) 域外適用効力関連規定を追加。国外での不正競争行為に対しても管轄権を持つことを一層明確化した。(第40条)

2. 今後の留意点

市場主体活動の規範化に重点を置き、条文は33条から41条に増えた。改正後、企業は経営活動のコンプライアンス確保や、不正競争に直面した際に本法を適時有効に活用すべきである。(全文計41条)

インターネットプラットフォーム企業税関連情報報告規定

(発令元) 国務院

(法令番号) 国務院令第810号

(公布日) 2025年6月23日

(施行日) 2025年6月23日

1. 主なポイント

- (1) インターネットプラットフォーム(EC、デリバリー、配車サービス等)企業の税関連申告義務を新規追加。全インターネットプラットフォーム企業は主管税務機関にプラットフォーム内の業者及び従事者の身分・収入情報を報告しなければならない。(第2条)
- (2) プラットフォーム内の業者、従事者に対する納税監督管理を一層厳格化。業者は四半期終了後翌月以内に業者、従事者(個人店主、ネット配信者、フリーランス等)の前四半期収入情報を報告する。(第4条第1項)
- (3) 申告免除可能な状況を明確化。生活支援サービス従事者(デリバリー、家事代行従事者等)の収入情報は報告不要。源泉徴収・代行申告で既に取得済みの情報、

部門間で共有済みの情報は重複報告不要。（第4条第2項）

(4) 本規定は遡及適用せず、実施前のプラットフォーム内業者及び従事者収入情報等の報告は不要。（第12条）

2. 今後の留意点

インターネットプラットフォーム内経営者（EC、ライブ配信等）である日系企業は本規定の新規要求を適時把握し、効果的な対策を検討すべきである。税務当局の指摘や処罰を防ぐには、税務申告等のコンプライアンス強化がより重要となる。

（全文14条）

2025年医薬品購入販売分野・医療サービス不正取締業務概要の印刷公布通知

（発令元）国家衛生健康委員会等14部門

（法令番号）国衛医急函[2025]144号

（公布日）2025年6月13日

1. 主なポイント

(1) 薬品、高額医療用消耗品、医療設備、インフラ建設・情報化プロジェクト入札募集・入札、後方支援サービス等を不正防止監督管理の重点分野とし、生産側も監督管理重点に含めた。（第4条）

(2) 患者に関わる不正行為取締を強化。主に患者のプライバシー保護、遺伝子検査、生殖補助、美容医療、児童近視予防管理、診断書発行等の違法行為を重点に集団不正行為の取締を強化。（第8条）

(3) ネット診療行為を規範化。医薬品広告の違反、医学普及や学会活動名目による業務宣伝、医療関係者を使った偽造動画による違法販売等の重点取締。（第9条）

2. 今後の留意点

本通知施行後、医療・医薬系企業は一層厳格な法令遵守義務を課される。商業賄賂や不正発生を防ぐため、社内教育の充実など事前の予防措置が求められる。政府による商業賄賂対策の強化が継続する中で、製薬・医療系以外の日系企業も最新動向に留意すべきである。（全文計15条）

国内線搭乗時における非3C認証・リコール対象の携帯充電器の携行禁止

（発令元）中国民間航空局

（公布日）2025年6月26日

（施行日）2025年6月28日

1. 主なポイント

(1) 6月28日より、中国国内線の搭乗時は、3C（「CCC」は中国の強制的製品認証。

日本の「PSE」認証に相当。)表示がない若しくは不明瞭な充電器、リコール型番またはロットの充電器の携帯を禁止する。

(2) 充電器等モバイルバッテリーは全て預け荷物不可。手荷物のみ可。(『民間航空旅客の「充電器」携帯搭乗規定に関する公告』第2条)

2. 今後の留意点

本新規措置は中国国内線のみが対象で、国際線の場合、現時点では3Cマークのないモバイルバッテリーも手荷物持ち込みが可能。但し搭乗手続き遅延やトラブルを避けるため、出発前に空港や航空会社スタッフに事前確認することが望ましい。

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

汪氏は2020年4月に安徽省の自動車メーカーA社に入社後、2021年3月23日に浙江省の自動車メーカーB社に電気研究開発職に転職した。2021年4月4日夜、汪氏はA社のスイッチ制御技術をB社に取り入れるため、閲覧権限のないA社スマートカー技術センター組長のハードディスクを取り外し、保存されていた特定車種向けスイッチシステムから「センターコンソールスイッチアセンブリ」と「ワンタッチスタートボタン」の技術資料を自身の百度クラウドストレージにアップロードした。

汪氏はその商業秘密を利益目的で使用する前に、安徽省某人民検察院により商業秘密侵害罪で安徽省某人民裁判所に公訴を提起された。評価の結果、上述2点の合理的な技術ライセンス使用料は114万元だった。

2. 紛争の焦点

盗んだ技術資料による利益取得前の時点でも商業秘密侵害罪を構成するか。

3. 弁護士分析

(1) 『刑法』第219条は、法定の商業秘密侵害行為があり、かつ情状が深刻な場合は犯罪を構成すると定めており、利益を得たかどうかは犯罪構成要件ではない。

『知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する最高人民裁判所と最高人民検察院の解釈』第17条、第18条は、「情状が深刻な場合」の具体的状況を規定しており、商業秘密権利者に与えた損失額が30万元以上であれば「情状が深刻」として商業秘密侵害罪を構成する。損失額は当該商業秘密の合理的ライセンス使用料に基づき確定することができる。

(2) 本件で汪氏はまだ商業秘密を利用して利益を得ていないが、商業秘密を「不正に取得」し、かつ秘密価値が比較的高い（本件の合理的なライセンス使用料は114万元）ため、商業秘密侵害罪を構成する「情状が深刻」な状況といえる。したがって、盗んだ技術資料による利益取得前であっても、商業秘密侵害罪を構成する。

4. 事件の裁判結果

商業秘密侵害罪により、被告人汪氏を有期懲役6カ月、執行猶予1年に処し、罰金3万元を併科した。

5. 今後の留意点

(1) 各企業は技術と権限を駆使して商業秘密を管理制御し、例えばコアポストのPCハードディスクへの物理ロックの追加、脱着検知アラームの設置、「最小必要原則」に基づく技術・重要経営資料アクセス権限区分などにより、「無権限アクセス」の抜け穴を塞ぐ必要がある。

(2) 営業秘密資料の価値評価を定期的実施し、評価報告書を保管するとともに、機密媒体台帳（PCハードディスク、USBメモリ、クラウドファイル）を作成する。

利用者やアクセス記録を記録し、漏洩発生時の証拠保全を容易にする。

- (3) 機密機器の紛失や情報流出を発見した場合、直ちに操作ログやクラウド転送記録を封鎖すると同時に技術部署と連携し電子証拠(百度云クラウドへのアップロード記録等)を保全する。